

統 審 議 第 4 号  
平成15年11月14日

総務大臣 麻生 太郎 殿

統計審議会会長 竹内 啓

### 諮問第291号の答申

#### 平成16年に実施される国民生活基礎調査の計画について

厚生労働省は、平成16年に実施を予定している国民生活基礎調査（指定統計第116号を作成するための調査）について、少子・高齢化の進展や家族形態・就業形態の多様化等を踏まえ、保健、介護、年金等に関する国民生活の実態をよりの確に把握するため、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、他の統計調査との調整を含めた統計体系の整備、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

#### 1 今回の調査計画

##### (1) 調査事項

##### ア 世帯票

今回の調査で用いられる5種類の調査票（「世帯票」、「健康票」、「介護票」、「所得票」及び「貯蓄票」）のうち、世帯票については、①就業形態の多様化等を踏まえ、就業状況に関する調査事項を拡充するとともに、②世帯構造の変化等を踏まえ、「別居の親・子への仕送り額」等の調査事項を追加する一方、③前回の大規模調査において新設したものの、正確な把握が困難であった「住宅の敷地面積」については、削除する計画である。

このうち、就業状況に関する調査事項の拡充については、家庭における育児・介護の状況や世帯員の健康状態、社会保険料の負担実態等、世帯票やその他の調査票で把握する事項とのクロス集計により、就業をめぐる国民生活の実態を多角的に明らかにすることを可能とするものであることから、適当と認められる。

一方、「別居の親・子への仕送り額」等の追加については、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が急速に増加している中で、別居の親子間における経済的支援の状況等をとらえることは、経済的側面からみた家族の機能のよりの確な把握に資することから、おおむね適当と認められる。しかしながら、本調査においては、福祉施設への入所者や学業のため別居している者等世帯からの特定の転出者の有無についても調査しており、この情報を活用しつつ別居の家族への経済的支援の実態をより明らかにするため、報告者負担にも配慮した上で、仕送りが福祉施設への入所者や病院への入院者に対するものか否か、あるいは学業のため別居している者に対す

るものか否かを区別できるよう、工夫する必要がある。

また、「住宅の敷地面積」については、前回マンション等集合住宅において的確な把握が困難であったこと、当初目的としていた宅地資産額の把握の方法については更なる検討を要するものと考えられること等から、今回削除することはやむを得ないものと認められる。

#### イ 健康票

健康票については、①近年の家庭や職場等の環境の変化を踏まえ、悩みやストレスに関する調査事項を拡充するとともに、②健診（健康診断及び健康診査）の実施主体別の受診状況や受診率向上のための基礎資料を得るため、その受診場所や未受診理由等の調査事項の追加等を行う一方、③厚生労働省が別途実施している国民健康・栄養調査（統計報告の徴集）との調査事項の重複排除を図るため、飲酒や喫煙の状況等生活習慣に関連する調査事項の削除を行う計画である。

これらのうち、悩みやストレスの原因に関する調査事項の拡充については、選択肢が多岐にわたる上、類似の選択肢も見受けられるため、記入者の混乱が予想されることから、統計需要が低くなった選択肢や他でおおむね代替可能と考えられる選択肢を縮減することが適当である。

また、健診に関する調査事項の追加については、急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大しており、これらを踏まえ制定された健康増進法（平成14年法律第103号）においても、健診の実施等に関する指針が定められることとされており、本調査事項は、当該指針の策定を始めとした健康増進対策のための基礎資料の整備に資することから適当と認められる。

一方、削除を計画している生活習慣に関連する調査事項のうち、喫煙の状況については、近年若い女性や未成年者の喫煙状況が注目されている中で、男女別、年齢階級別、地域別の喫煙者の動向をとらえることが求められており、そのためには本調査のような大規模標本調査によることが必要であることから、健康に関する基本的情報として引き続き調査することが適当である。

なお、健康票の調査事項のうち、「病気やけがなどで支払った費用」については、費用総額の内訳としてこれまで調査していた医療保険適用分（自己負担額）を記入負担軽減等の観点から削除するとともに、調査票上に記入する費用の範囲に関する説明を加えることとしているが、自己負担額を含む点が不明確であり、あいまいな例示も見受けられるので、記入者の混乱を避けるため、より分かりやすい内容に変更する必要がある。

#### ウ 介護票

平成12年の介護保険制度の発足を踏まえ、前回の大規模調査において新設した介護票については、関連の統計報告の徴集や業務資料のその後の整備状況も踏まえ、①今後の介護サービス推進等の基礎資料とするため、「介護保険によるサービスを利用していない理由」、「施設サービスの希望状況」及び「介護費用の負担力」を追加する一方で、②前回の大規模調査において、正確な把握が困難であった居宅サービスの利用者負担等の内訳等を削除するとともに、③一定の把握ができた「利用している福祉用具の状況」等については、今後必要に応じて調査することとし、今回の調査においては削除する計画である。

これらの変更については、統計需要への的確な対応、統計体系の整備、報告者負担の軽減等の観点から、適当と認められる。

#### エ 所得票及び貯蓄票

所得票については、社会保険料の負担の実態をより詳細にとらえるため、社会保険料を「医療保険」、「年金保険」、「介護保険」及び「その他」に細分化して把握する計画である。

この変更については、「諮問第266号の答申 平成13年に実施される国民生活基礎調査の計画について」において、「別途実施されている所得再分配調査（統計報告の徴集）との関連も含め、本調査において、社会保険料を細分化して把握することの可否について検討すること」とされていたものであり、①近年の少子・高齢化等を背景として医療、年金、介護等の制度の重要性が一層増す中で、その基礎資料として社会保険料の負担実態の詳細な把握が求められていること、②実施部局において、最近の所得再分配調査における社会保険料の回答状況や、保険料率に関する平成15年4月の制度改正（いわゆる「総報酬制」の導入）を踏まえた上で、実査可能性について一定の見通しを得ていることから、適当と認められる。

なお、貯蓄票については、今回調査事項の変更を予定していないが、近年の資産価格の変動を踏まえ、貯蓄現在高の減少理由として、「株式等の評価額の減少」を追加することが適当である。

#### (2) 集計事項

集計事項については、各調査票の個別集計のほか、各調査票間におけるクロス集計を行うこととしているが、今回調査事項の拡充を図った就業状況等については、国民生活の実態のよりの的確な把握に資するため、更に集計の充実を図る必要がある。

なお、今回予定しているいわゆる「フリーター」に係る集計については、若年層における就業形態の中で近年特徴的なこととして「フリーター」の増加が注目されている中で、その実態の把握に資するものと認められるが、集計に当たってはその定義を明確にしておく必要がある。

## 2 今後の課題

#### (1) 健康票の検討

本調査の調査票のうち、特に健康票については、国民の健康に関する実態を世帯側からよりの的確に把握していく観点から、報告者負担にも配慮しつつ、次の事項について検討する必要がある。

ア 近年の社会生活環境の複雑化等に伴い、心の健康は重要かつ身近な問題となっていることや、国際的にも心の健康に係るデータの把握について議論されてきていることを踏まえ、調査事項についてより体系化し、悩みやストレスについて、その原因等を含めて実態をよりの的確に把握すること。

イ 現在、「病気やけがなどで支払った費用」においては、病気やけがなどで発生した費用のみを調査しており、正常な妊娠・分娩に要する費用や健診等の受診料、予防接種といった健康の保持・増進・予防等が目的の費用はその対象から除外されているが、記入者にとっては、病気やけがなどと同様、これらの費用も自身の健康に関して負担している費用であると考えられる。このような考え方があることも踏まえ、

この調査事項の調査目的は何かを整理した上で、調査の範囲を見直すこと。

## (2) 調査方法の検討

本調査では、5種類の調査票のうち3票（世帯票、介護票及び所得票）については、その調査内容にかんがみ、調査員による他計申告方式を採用することによって調査の正確性の確保を図っているが、その一方で、実査をめぐる近年の環境変化により、調査対象世帯及び調査員にとって、面接による回答・聴取の負担感が増大していると考えられる。

このような状況を踏まえ、他計申告方式を採用している調査票のうち、特に世帯票については、記入に当たって専門的な知識を要する調査事項も比較的少ないと考えられることから、調査の正確性の確保に配慮しつつ、報告者負担の軽減及び調査の効率化の観点から、今後、調査方法を自計申告方式に変更することについて検討する必要がある。